

令和3年第11回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和3年11月12日(金) 午前9時30分から午前10時30分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏  
教育長職務代理者 小出正文  
教育委員 後藤明美  
教育委員 鈴木森晶  
教育委員 中田めぐみ

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司  
学校教育課長 井戸茂治  
生涯学習課長 栗山直樹  
教育専門員 小坂井美衣  
学校教育係長 菊地智行  
書記 学校教育係員 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第19号 令和4年度教職員定期人事異動方針について
- (2) 議案第20号 令和3年度教育費補正予算要求について
- (3) 報告第1号 令和4年度豊山町一般会計予算編成方針について
- (4) 報告第2号 第4回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について
- (5) 報告第3号 令和3年度全国学力・学習状況調査について
- (6) 報告第4号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

- (7) 報告第5号 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について
- (8) 報告第6号 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて
- (9) 報告第7号 令和3年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について
- (10) 報告第8号 令和3年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について
- (11) 報告第9号 令和3年度スポーツ振興事業「少年野球教室」の開催中止について
- (12) 報告第10号 寄附受納について
- (13) 報告第11号 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について

#### 日程第4 その他

## 6 議事内容

### 開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和3年第11回豊山町教育委員会定例会を開会します。

### 【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和3年10月1日に開催いたしました令和3年第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第10回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

### 【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 夏場に猛威を振るっていたコロナ感染が信じられないほど縮小しています。ワクチンをはじめ、何よりも一人ひとりの感染防止対策の効果が発揮されていると推察しています。2か月前、緊張の中で2学期を迎えましたが、お陰様でここまでのところ学校行事などは順調に進捗し、現場の教職員の皆様のご努力に改めて敬意を表します。

例年どおり、この時期は来年度の新規事業や重点事業の検討が始まります。予算要求ベースではありますが、長年の懸案であった小学校

のトイレ改修では、まずは豊山小学校において工事に着手するほか、中学校の改築では基本構想・基本計画の段階に入ります。新規事業では、中学校の制服の在り方について、健康や多様性をキーワードとして検討に入りたいと考えています。

最近気にかかる課題として、全国的に不登校児童生徒が増加している傾向があります。文部科学省の昨年度調査で不登校の児童生徒数は過去最多を更新したとのこと。その原因として、同省によると「一斉休校や分散登校などにより、生活リズムが乱れやすく、学校行事なども制限され登校意欲がわかなかつたのでは」と報道されています。全国一斉休校をはじめ、マスクの着用、学校行事の中止・縮小、音楽や体育授業の制限など、学校生活の中でも楽しみにしていたはずの諸行事や授業が様々な形態で制約されてきました。不登校の主な要因は、「無気力、不安」が最多となっていますが、そこに至る要因は、学校のみならず社会の多くの分野が関り複雑多岐にわたっています。学校をはじめ地域、家庭、関係諸機関のすべてが連携をすることが大切であります。コロナ禍で学校生活を送っている、この世代の児童生徒の健全な成長を心から願っています。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

10月4日に町内の校長会議がありました。

同じく、10月4日に、第1回社会教育審議会を開催しました。後程、報告第7号としてご説明します。

10月6日に、家庭教育講演会を開催し、新型コロナウイルス感染症の特徴や若年層のワクチン接種について、愛知医科大学病院教授の三嶋廣繁先生に講演をしていただきました。

同じく、10月6日に、第4回中学校施設整備基本構想会議を開催しました。後程、報告第2号としてご説明します。

10月14日に、第1回生涯学習推進審議会を開催しました。後程、報告第8号としてご説明します。

10月25日には、3小学校が奈良県に修学旅行に行きました。

11月8日に、尾張地区町村教育長研修会をあいち航空ミュージアムで開催しました。

11月9日に、町内校長会議がありました。

同じく、11月9日に、豊山中学校の2年生を対象に、名古屋フィルハーモニー交響楽団音楽鑑賞会を中学校で開催しました。

### 【日程第3 付議案件】

- 教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。  
「議案第19号 令和4年度教職員定期人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。
- 教育専門員 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
昨年と変わったところがありますか。
- 教育専門員 : 昨年と同様の内容です。
- 小 出 委 員 : 人事異動方針は、基本方針だと理解していますが、豊山町には、これにあたらぬ例外や特例はありますか。
- 教 育 長 : 基本的には、人事異動方針に基づいて行います。  
団塊の世代が一斉退職して、新しい管理職を登用していく過渡期にあります。若い人を登用しないとやっていけない、全県的な状況はあります。  
それでは、議案第19号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声)
- 教 育 長 : 議案第19号は原案どおり可決されました。  
続いて「議案第20号 令和3年度教育費補正予算要求について」、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 長 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
(意見なし)
- 教 育 長 : ご意見等無いようですので、議案第20号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声)
- 教 育 長 : 議案第20号は原案どおり可決されました。  
続いて「報告第1号 令和4年度豊山町一般会計予算編成方針について」、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 長 : —説明—
- 教 育 長 : ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
目新しいものは、初めて特定の経費についてシーリングを行うことですね。  
(意見なし)
- 教 育 長 : 続いて「報告第2号 第4回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。
- 学校教育課長 : —説明—

教 育 長 : ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 10月の始めに、近くの神社でお宮掃除がありました。そのときに、ある人から、中学校整備基本構想会議について心配だということをおっしゃられました。

1つは、メンバーの中に女性が誰も入っていないこと。もう1つは、志水地区の住民の意見が届いていないのではないかと、ということをおっしゃられました。その点についてはどうでしょうか。

学校教育課長 : 構想会議の委員に女性は含まれていませんが、生徒の代表や学校開放で使われている方等にも意見聴取を行っており、その中には女性の方もいらっしゃいます。

今後、アンケートを行う等、広く意見聴取を行って進めていきたいと考えています。

教 育 長 : 委員の選定にあたり、基本的には男女の別なく学校改築のための専門的知見を持ち、豊山町の状況に明るい方を集めました。女性の割合をあらかじめ決めるやり方もありますが、結果として、男性だけになってしまいました。意見聴取の段階で、多くの女性から意見をいただいています。

また、志水地区の話ですが、中学校の学区は1つですので、すべての地区の方に公平に話を伺っていきたくと考えています。

後 藤 委 員 : 小出委員に相談された方は、女性の専門家がいなかったことを問題視されたわけではなく、女性を含めて、住民代表の方の意見がもう少しあってもいいのではないかと、ということをおっしゃられたのではないのでしょうか。

小 出 委 員 : 構成メンバーの中にいない、ということをおっしゃっていました。

教 育 長 : 今の時代、もう少し配慮が必要であったと考えています。女性だけでなく、あらゆる方の意見を聞いて進めていきます。

後 藤 委 員 : 議題の(3)に記念碑等を改めて見直したほうがよい、とあるのはどういうことでしょうか。

学校教育係長 : 今現在、中学校にある記念碑をどう残していくか、改築にあたって新しい記念碑を作るか、という話であったと認識しています。

中 田 委 員 : 制服についてですが、高品質で低価格のものが良いです。男の子だと身長が20cm伸びる子もいます。

また、汗をかくので、洗いやすさや扱いやすさの点でも配慮していただき、より良いものになるとよいと思います。

教 育 長 : 豊根村では、ポロシャツを何色も用意して、好きなものを着られるようにしました。それを夏の制服にしています。

制服については、来年研究していきますが、保護者の負担も考え、豊山町はどのようにしていくべきか考えていく必要があります。

中田委員： 男子制服のラインには意味がありますか。

教育長： 2本ラインは、豊場村と青山村の象徴だそうです。女子の制服にも2本ラインがあります。

鈴木委員： 制服については、いずれは変えていったら良いと思います。

ジャージで登校している姿も見ますので、制服は「推奨する」程度でも良いかもしれません。

中田委員： 夏に体操服で登校できるのは、とてもありがたいです。汗をかくので、着替えも入れられますし、洗濯をしても早く乾きます。

教育長： 続いて「報告第3号 令和3年度全国学力・学習状況調査について」、事務局から説明をお願いします。

教育専門員： 一説明一

教育長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等がございますか。

中田委員： 対象が小学校6年生と中学校3年生です。思春期に入り、難しい年ごろであるので、自己肯定感が低いことと関係があるのかもしれませんが。先生方はどのように対応をしていますか。

教育専門員： 良いところを見つけて褒めたり、声掛けをしています。実感できているかは課題です。

小出委員： こういう問題は、学校だけでなく、家庭の経済力や教育への関心も影響しているように思います。

中田委員： 学校が楽しくないと感じるお子さんがいます。普段、マスクをしていると表情がわかりません。私の子どもは、中学校2年生ですが、1年生からマスクをしており、卒業しても同級生がわからないかもしれないと言います。顔もわからない人と学校生活を送っていると考えると少し怖い気がします。

一方で、大縄大会等、子ども達が楽しめる行事をやってくれるのはありがたいです。

教育専門員： できる範囲の中で、子どもたちが楽しめる行事を行いつつ、勉強もさせていければと思っています。

後藤委員： 学校が楽しいかと聞かれれば、楽しいとは答えにくいのかもしれません。楽しいことばかりではないと思うので、質問の仕方を工夫した方が良いかもしれません。

教育長： 続いて「報告第4号 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」、事務局から説明をお願いします。

教育専門員： 一説明—

教育長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
不登校の出現率が高いですね。どのように分析をしていますか。

教育専門員： 学校現場からは、一番大きな要因は、コミュニケーションが上手に  
取れないことだと聞いています。

相手の思いも、自分の思いも理解できない子どもたちが増えていま  
す。説明をしてもなかなか理解ができず、もやもやした思いがたまり、  
人といるのが嫌だと感じて、だんだん学校に足が向かなくなっていま  
います。

出現率が高い理由は、教室内の机が空いていると、踏ん張りがきか  
なくなり、それに引っ張られてしまう子どもがいるためではないかと  
思っています。

新たな不登校を生み出さないような指導や対策が必要だと考えて  
います。

教育長： 地域的な問題もあるので、類似の市町村の学校と比べると、大きな  
違いはないのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育専門員： 清須市や北名古屋市と比べると、豊山町の方が多いです。

豊山町は中学校が1つで、清須市や北名古屋市には、複数の学校が  
あります。学校によって違いはありますが、清須市と北名古屋市の多  
い学校と比較すると、豊山町は同じくらいの出現率になっています。

小出委員： 不登校の児童生徒に対して、福祉課が要保護児童対策会議を開いて  
います。そこで把握しているお子さんに対しては、定期的にフォロー  
アップがあると思いますが、それ以外のお子さんに対しては、学校か  
らどのようにフォローアップをしているのでしょうか。

教育専門員： 週に1回は、必ず担任が連絡をとるようにしています。

他の子がいなければ学校に来られる子については夕方に来たり、毎  
朝1時間だけ保健室登校をしている子がいたり、学校に来やすいよ  
う配慮をしています。

最近、コロナの影響で家庭訪問が難しいため、電話でのやり取り  
が増えていますが、子どもたちが学校に足が向くように支援をしてい  
ます。

小出委員： スクールカウンセラーの先生とも協力して対応している状況なの  
ですね。

教育専門員： そうです。

教育長： 続いて「報告第5号 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合  
について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
町の第6次行政改革大綱にも、審議会の見直しについて書かれています。両審議会の所掌事務が近いことから、統合したいと考えています。行政サービスの低下ではなく、効率的に審議をしていくということですので、ご理解をいただければと思います。

続いて「報告第6号 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
社会教育センターができてから30年が経過し、住民の方の考え方も変わってきています。

もっと多くの人に使っていただき、大規模のイベントでも使いやすようにしたいと考えています。ルールをきちんと整備して、町民の方も、町民でない方も使いやすいように調整をしていきます。

現在、施設をよく利用している各団体と、見直しについての意見交換を行っています。できれば周知期間を3か月程度設け、来年度の早い段階で実施していきたいと考えています。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

中 田 委 員： 町内の方が使いづらくなければ良いと思います。

小 出 委 員： 学習等供用施設の利用方法には、変更はないでしょうか。

生涯学習課長： 変更はありません。

教 育 長： 続いて「報告第7号 令和3年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
成人式を18歳で行うよう変更すると、大学進学や就職活動と重なるなど課題が残ります。

このことから、豊山町では、引き続き20歳で成人式を行うこととしました。来年も1月4日に開催予定です。

続いて「報告第8号 令和3年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
スカイプールについては、この2年間休業しています。  
施設もかなり経年劣化していますので、施設のあり方について検討

していかなければなりません。

生涯学習課長： 1月に生涯学習推進審議会を開催し、スカイプールのあり方について検討していきたいと考えています。

教 育 長： 続いて「報告第9号 令和3年度スポーツ振興事業「少年野球教室」の開催中止について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
(特になし)

教 育 長： 続いて「報告第10号 寄附受納について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
(特になし)

教 育 長： 続いて「報告第11号 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 長： —説明—

教 育 長： ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。  
学校の授業について、これまで規制されていた体育、音楽、理科の実験等の制限が緩和されたと聞いています。

教育専門員： 理科は、実験ができるようになりました。  
音楽は、マスクを着けての歌唱指導ができるようになり、リコーダーも吹けるようになりました。

教 育 長： 体育も、接触することが可能になり、少しずつ規制が緩和されています。

健康チェックは継続していきます。

教職員の会議や会合については、愛日地区の11市町の間で、今年度中は自粛することで合意しています。

エアポートビューマラソンの中止については、準備に時間を要することから、実行委員会が、8月や9月のコロナウイルスの感染状況を踏まえて、中止としました。

小 出 委 員： 12歳以上のワクチン接種率は、何パーセントくらいでしょうか。

事務局 長： 50パーセント程度ですが、頭打ちの状況です。

教 育 長： 入試を控えた15歳の割合が高く、12歳、13歳の割合はあまり伸びていない印象です。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

**【日程第4 その他】**

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。  
事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育係長 : 事務局から1点報告をさせていただきます。  
—連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

教 育 長 : その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。  
（発言なし）

閉会の宣告（午前11時30分）

教 育 長 : ご発言もないようですので、これをもちまして、令和3年第11回  
豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和3年第11回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和3年11月12日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| (1)  | 議案第19号 | 令和4年度教職員定期人事異動方針について                   |
| (2)  | 議案第20号 | 令和3年度教育費補正予算要求について                     |
| (3)  | 報告第1号  | 令和4年度豊山町一般会計予算編成方針について                 |
| (4)  | 報告第2号  | 第4回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について             |
| (5)  | 報告第3号  | 令和3年度全国学力・学習状況調査について                   |
| (6)  | 報告第4号  | 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について |
| (7)  | 報告第5号  | 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について               |
| (8)  | 報告第6号  | 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて                |
| (9)  | 報告第7号  | 令和3年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について              |
| (10) | 報告第8号  | 令和3年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について            |
| (11) | 報告第9号  | 令和3年度スポーツ振興事業「少年野球教室」の開催中止について         |
| (12) | 報告第10号 | 寄附受納について                               |
| (13) | 報告第11号 | 豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について         |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第19号

令和4年度教職員定期人事異動方針について

令和4年度教職員定期人事異動方針について次のとおり定めることについて、議決を求める。

令和3年11月12日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提出理由

この案を提出するのは、教職員の定期人事異動方針を定める必要があるからである。

## 令和4年度教職員定期人事異動方針

豊山町教育委員会

愛知県教育委員会の「令和4年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。  
教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。  
校長、教頭ともに、勤務成績が優秀で、改革意識を持ち、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 5 教職員の異動については、愛知県教育委員会の「令和4年度教職員定期人事異動実施要領」にしたがって行う。

※ なお、令和4年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

## 参考資料

### 《令和4年度教職員定期人事異動方針》

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、改革意識を持ち、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 6 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

### 《令和4年度教職員定期人事異動実施要領》

人事異動方針の実現を図るため、この要領に基づき、異動を実施する。

#### 第1 県立学校関係（省略）

#### 第2 小中学校関係

##### 1 管理職人事

管理職人事の転任及び昇任については、広域的な視野に立って行う。

##### (1) 転任

学校の円滑かつ正常な運営を期するため、原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わない。

##### (2) 昇任

##### ① 校長

愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和4年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

##### ② 教頭

愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。ただし、特別の事情がある場合のほか、令和4年3月31日における年齢が、57歳以下である者とする。

## 2 教員人事

### (1) 転任

学校間の教職員構成の適正化、職務経験の多様化、学校運営の活性化等を旨とし、次の点を配慮して行う。

- ① 広域にわたる人事は、中堅教員を主として、積極的に異動を推進する。
- ② 同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り異動を行う。また、新任以来同一校勤務6年以上の者についても同様とする。
- ③ 同一校勤務3年未満の者は、特別の事情のない限り異動の対象としない。
- ④ 小・中・義務教育学校間の人事交流を活発化し、異なる校種における職務経験をもつように配慮する。
- ⑤ 新設校の教職員構成は、豊かな教職経験と優れた指導力を有する人材を確保するよう特に配慮する。
- ⑥ へき地学校及び分校に勤務する者については、実態をふまえて配慮する。また、特別支援学級担当者についても同様とする。
- ⑦ 異動後の通勤時間は、原則として公共交通機関で片道1時間30分以内となるよう配慮する。
- ⑧ 市町村教育委員会は、校長の意見の申し出があった教職員の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

### (2) 新規採用

- ① 新規採用者は、地域間及び学校間の均衡を考慮して、全体的視野に立って配置する。
- ② 新規採用候補者の住所の所在する学区の小学校、中学校又は義務教育学校には、特別の事情がある場合を除くほか配置しない。

## 3 その他の事項

### (1) 退職及び降任

- ① 退職勧奨については、別に定める者について行う。
- ② 職務遂行能力の減退した者又はその適性不十分な者については、降任の措置をとることができる。
- ③ 自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

### (2) 人事異動の特例

次に掲げる者の人事異動に当たっては、本人の希望その他の状況に留意して実施する。

- ① 身体障害者
- ② 傷病により休職した者で、復職後2年未満の者
- ③ 令和3年度に1月以上にわたる療養休暇を与えられた者で、予後の経過が良くない者
- ④ 現在1月以上にわたる療養休暇を与えられている者
- ⑤ 令和3年度の健康診断による指導区分がB1、B2、C1及びC2の者

- ⑥ 令和3年度に出産した者、現在妊娠中の者及び育児休業中の者  
(3) 異動の発令月日

退職は令和4年3月31日付け、新規採用、転任及び昇任は令和4年4月1日付けとする。

#### 《令和4年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、事務職員の資質向上と効率的な学校運営を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 事務職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効率的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた事務職員、特に責任感、行動力、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

#### 《令和4年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

##### 1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて事務職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

##### 2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における事務職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している事務職員については、計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

##### 3 転任

- (1) 同一校勤務が7年を超える事務職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校勤務が3年に満たない事務職員については、原則として異動は行わないこと。

##### 4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を認める。

##### 5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として事務職員の複数配置校に配置し、指導・育成が継続して行われるよう配慮すること。

## 6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

## 7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

### 《令和4年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針》

県民の信託にこたえ、本県公立学校における健康教育の一層の充実・振興を図り、学校栄養職員の資質向上を図るため、次のことを基本として人事異動を実施する。

- 1 学校栄養職員の能力をより一層発揮させるため、適材を適所に配置する。
- 2 職務経験の多様化や、効果的な人材育成をすすめる配置を行う。
- 3 広域的な視野に立ち、市町村間・教育事務所間の異動を推進する。
- 4 昇任に当たっては、勤務成績が優秀で企画力や管理能力の優れた学校栄養職員、特に指導力、責任感、広い視野を持ち合わせた人材を、男女を問わず登用する。
- 5 市町村教育委員会の内申を尊重する。

### 《令和4年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動実施要領》

人事異動については、この要領に基づき実施する。

#### 1 希望把握

市町村教育委員会においては、校長を通じて学校栄養職員の人事に関する希望を把握し、内申に当たっては、希望事項に配慮すること。

なお、共同調理場に勤務する学校栄養職員の在籍校の校長は、共同調理場の長と意見調整を行うものとする。

#### 2 広域人事

- (1) 市町村間・教育事務所間の異動に当たっては、地域間における学校栄養職員の年齢・経験年数等の構成が均衡を失することのないよう配慮し、広い視野に立ち広域にわたる人事交流を推進すること。
- (2) 特に、同一市町村で長年にわたり引き続き勤務している学校栄養職員については計画的に当該市町村外への異動を考慮すること。

#### 3 転任

- (1) 同一校又は同一共同調理場勤務が7年を超える学校栄養職員については、原則として異動を行うこと。
- (2) 同一校又は同一共同調理場勤務が3年に満たない学校栄養職員については、原則として異動は行わないこと。

#### 4 降任

自ら降任を申し出た場合においては、別に定める要領により、本人の申出に基づき降任を

認める。

5 新規採用者の配置

新規採用者は、原則として学校栄養職員を複数配置する共同調理場に配置し、指導・育成が継続して行われるよう配慮すること。

6 通勤時間

通勤時間については、原則として片道1時間30分以内となるよう配慮すること。

7 発令期日

退職は3月31日付け、新規採用・転任等は4月1日付けを原則とすること。

議案第20号

令和3年度教育費補正予算要求について

令和3年度教育費補正予算を別紙のとおり要求することについて、議決を求める。

令和3年11月12日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提案理由

この案を提出するのは、令和3年度教育費補正予算について、町長から意見を求められたからである。

## 令和3年度教育費補正予算要求について

歳入 619千円

歳出 980千円

### 1 事務局費共通事業

#### (1) 補正予算要求額

歳入 教育振興事業に対する指定寄附金 150千円

#### (2) 補正概要

令和3年11月9日(火)に豊山中学校で開催する、名古屋フィルハーモニー交響楽団演奏会のための指定寄附金

①名古屋空港ビルディング(株) (10万円)

②名古屋市中央卸売市場 北部市場協会 (5万円)

### 2 新型コロナウイルス感染症対策事業(中学校費)

#### (1) 補正予算要求額

歳入 学校保健特別対策事業費補助金 369千円

歳出 880千円

備品購入費(教材用備品購入費) 880千円

#### (2) 補正概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、理科の授業で生徒が1人1台顕微鏡を使用できるよう中学校に顕微鏡を追加配備し、学習の保障を図るための費用

### 3 社会教育費:社会教育一般事業

#### (1) 補正予算要求額

歳入 生涯学習事業に対する指定寄附金 100千円

歳出 100千円

(内訳) 備品購入費(事業用備品購入費) 100千円

#### (2) 補正概要

令和3年10月11日(月)に生涯学習課の音楽事業に係る楽器等の購入のための指定寄附金(10万円)があった。このため、生涯学習課で楽器を購入・管理し、音楽活動団体や町民の方に貸与することを目的に楽器を購入する。

## 報告第1号

### 令和4年度豊山町一般会計予算編成方針について

令和3年9月30日付けで、別紙のとおり令和4年度豊山町一般会計予算編成方針が豊山町から示されましたので報告します。

令和3年9月30日

各 部 局 長 様

総 務 部 長

令和4年度当初予算編成について（通知）

内閣府が発表した9月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」とし、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直ししていくことが期待される」とする一方で、「内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」と指摘している。

本町財政についても、町民税、固定資産税ともに前年度同額レベルを見込み、これまでのような町税の伸びを期待することが難しくなっている。また、感染症拡大の状況によっては、航空機燃料譲与税などの地方譲与税や、地方消費税交付金をはじめとする交付金への影響も懸念されるなど、予断を許さない状況にある。

こうした状況の中、引き続き感染症対策や経済対策を最優先で取り組むほか、アフターコロナを見据え、DXの推進を図っていく必要がある。同時に、令和4年度は、町制50周年の年となる。将来のまちづくりを見据えた施策展開の推進と、直面する行政課題への的確な対応を図り、一人ひとりが大切にされるまちづくりを目指し、厳格な優先順位付けによる事業の選択と財源確保の取組をこれまで以上に強力に推進する必要がある。

予算編成にあたっては、こうした状況を強く認識したうえで、豊山町第5次総合計画における「まちづくりの重点戦略」について、可能な限り優先的にその財源配分に努めるものとする。また、単に慣例による予算要求ではなく、創意工夫をこらし、町民サービスのさらなる充実を図るため、これまでも増して施策の選択と集中を徹底させることにより、「施策の推進」と「財政健全性」の両立を図るものとする。

以上を踏まえ、次のとおり年間予算を編成することとしたので、予算決算会計

規則第5条の規定に基づき通知する。

## 1 基本的事項

- (1) 予算要求は、豊山町第5次総合計画基本構想・基本計画やその他の行政計画を踏まえた事業計画のもとに行い、特に以下の方針に従うこと。
- ① 豊山町第5次総合計画における「まちづくり重点目標」「分野別まちづくり目標」「まちづくりの主要課題」に係るものについては、必ず予算（実施計画）に反映させること。
  - ② 基本計画との整合を図るために採択したPDCAサイクルの方法を順守すること。
  - ③ 重点施策・新規施策に係る予算要求にあたっては、単に予算額を増額・追加するのではなく、一般施策の事業費の精査・見直しを行ったうえで、事業費要求をすること。
  - ④ 県営名古屋空港を核とした地域振興等、町の歳入の底上げにつながるような施策についても事業化に努めること。
  - ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、感染者数等の感染動向をはじめ、町民生活や町内経済への影響、国・県の動向などを注視し、令和3年度下半期の補正予算対応等も考慮しながら、令和4年度当初予算案に盛り込む対策を検討し、予算化すること。また、感染拡大の影響を踏まえ、原則として全ての事業について見直し等を検討する視点を持つこと。
  - ⑥ 限られた財源を効果的・効率的に活用し、基金に依存しない持続可能な財政運営を図るため、経常的経費に係る10節需用費から13節使用料・賃借料まで（光熱水費、土地・電話機等賃借料や債務負担行為等による性質上削減が困難な経費は除く。）及び17節備品購入費について原則1割カットとする。
  - ⑦ サマーレビューヒアリングの内容を反映させること。
- (2) 事業計画（実施計画シート）の作成にあたっては、「予算要求書等作成事務要領」に従うとともに、特に以下の方針に従うこと。

- ① 「豊山町協働のまちづくり指針」に基づき、住民参画を推進した計画とすること。
  - ② 「豊山町民間委託に関する指針」に基づき、事務事業の点検を行い、民間委託を推進すること。
  - ③ 「豊山町職員環境保全行動指針」に基づき、省資源・省エネルギー等環境対策に取り組むこと。
  - ④ 「豊山町補助金等交付規則」及び「豊山町補助金等交付基準」に基づき、適正な補助金の執行に努めること。
  - ⑤ 「豊山町公共施設等総合管理計画」、「各個別施設計画」及び「豊山町公共施設改修等実施計画表」に基づき、庁舎や学校施設などの公共用施設、道路及び橋梁などの都市インフラ施設について、計画的に維持管理を進めること。
- (3) これまでの議会審議、監査の指摘事項及び各種団体・町民からの要望に十分留意すること。
- (4) 他部局に関連する事業については、必ず事前に関係部局と協議し、調整のうえ予算要求を行うこと。
- (5) 現年度の予算の執行状況を見極めるとともに、令和2年度の決算分析を行い、特に不用額が生じた理由など歳入・歳出結果を精査した上で予算要求を行うこと。
- (6) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算に反映させること。
- (7) 働き方改革を推進するための関係法令が整備されたことに伴い、引き続き、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの措置を講ずる必要がある。業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正するなど、経費の削減に努めること。

## 報告第2号

### 第4回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について

第4回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和3年10月6日(水)午後3時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1
- 3 出席者 委員：鈴木賢一(会長)、鈴木森晶(副会長)、武者一弘、風岡治、池山和徳、篠田弘男、水野晃、小川晃永  
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、井戸茂治学校教育課長、菊地智行学校教育係長、安藤幸雄学校教育係主任、大見明弘産業建設部参事、上田卓建設課土木・農政係主事  
事業推進支援業務受託者：阪急コンストラクション・マネジメント(株)、杉田昌彦、佐藤学、山口友香理、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)、岩田雄三
- 4 欠席者 委員：前田治
- 5 議題 (1) 第3回構想会議における委員意見について  
(2) 意見聴取について  
(3) 目指すべき中学校のあり方について—意見交換—
- 6 議事内容【抜粋】  
議題(1) 第3回構想会議における委員意見について  
前回の会議で委員からいただいた意見について、事務局より説明した。  
  
議題(2) 意見聴取について  
8月26日に生徒及び教職員、9月6日に保護者から意見聴取を行った結果について報告を行った。  
主な意見については次のとおりであった。

- ・教室を広くしてほしい
- ・1学年が1フロアに収まるとよい
- ・学習室や自習室があるとよい
- ・トイレは洋式がよい
- ・運動場を広くしてほしい
- ・駐車場を広くしてほしい

### 議題（3）目指すべき中学校のあり方について 一意見交換一

豊山町学校施設改築・長寿命化計画の「学校施設の目指すべき姿」にある「3 地域コミュニティの拠点形成」、「4 安全・安心な施設環境の確保」、「5 財政負担を軽減する効率的な施設整備・運営」について項目ごとに意見交換を行った。主な意見については次のとおりであった。

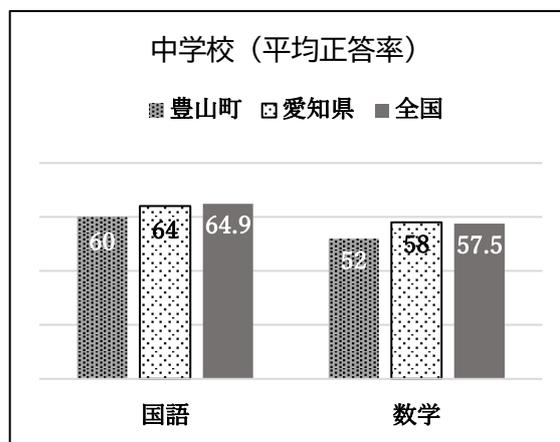
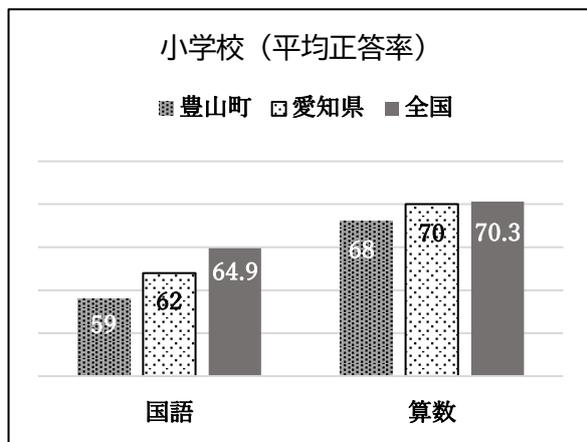
- ・地域開放スペースを設ける場合、区域や動線が分離し、セキュリティが保たれた施設がよい
- ・記念碑等を改めて見直したほうがよい
- ・体育館やプールは、部活動や社会体育にも対応できるサイズがよい
- ・図書室や体育施設は、町の施設と連携することで利用率が高まる
- ・校舎は耐震構造を基本としたほうがよい
- ・避難所となった場合のプライバシーの確保、更衣室やシャワー室などの設置、障がい者への配慮が必要
- ・今後の教育方針に柔軟な対応ができ、メンテナンス性の良い施設がよい
- ・プールは維持管理費が高いため、町内で統合を検討してもよい
- ・対象となる生徒に負担をさせない計画で進めてほしい

報告第3号

令和3年度全国学力・学習状況調査について

令和3年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり報告します。

## 1 学力（国語・算数/数学）



- 小学校国語、算数ともに、平均正答率は愛知県・全国より下回っており、町内小学校3校においても、平均正答率に開きが見られる。
- 愛知県の小学校国語の平均正答率は、全国では下から3番目の位置にある。
- 小学校・中学校ともに記述式の問題は、無解答率が高い（全国比・愛知県比）。

## 2 小学校質問紙（抜粋）

- 「毎日、同じくらいの時刻に寝ているか」という質問に対し、肯定的な回答をした児童の割合は全国・県平均ともに上回っており、規則正しい生活習慣が身に付いている児童が多い。
- 「授業で、コンピュータなどのICT機器で、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用しているか」という質問に対し、「週1回以上」と回答した児童の割合は全国・県平均ともに上回っており、意欲的にICT機器を活用して学習していることが伺える。
- 「自分にはよいところがあるか」という質問に対し、「当てはまる」と回答した児童の割合は全国・県平均ともに下回っており、自己肯定感の低い児童が多い。
- 携帯電話・スマートフォンをもっていない児童の割合は全国・県平均ともに下回っている。また、「使用の約束をきちんと守っている」と回答した児童の割合は全国・県平均ともに下回っており、「約束がない」と回答した児童の割合は全国・県平均ともに上回っている。
- 「学校に行くのは楽しいと思うか」という質問に対し、「当てはまる」と回答した児童の割合は全国・県平均ともに下回っている。

## 3 中学校質問紙（抜粋）

- 「人の役に立つ人間になりたいか」という質問に対し、肯定的な回答をした生徒の割合は全国・県平均ともに上回っており、自己有用感の高い生徒が多い。
- 「朝食を毎日食べているか」という質問に対し、「している」と回答した生徒の割合は全国・県平均ともに上回っており、朝食習慣が身に付いている生徒が多い。
- 「自分にはよいところがあるか」という質問に対し、「当てはまる」と回答した生徒の割合は全国・県平均ともに下回っており、自己肯定感の低い生徒が多い。
- 携帯電話・スマートフォンをもっていない生徒の割合は、全国・県平均より下回っている。また、「使用の約束をきちんと守っている」と回答した生徒の割合は全国・県ともに下回っており、「約束がない」と回答した生徒の割合が全国・県平均ともに上回っている。
- 「学校に行くのは楽しいと思うか」という質問に対し、「当てはまる」と回答した生徒の割合は全国・県平均ともに下回っている。

## 報告第4号

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に  
ついて

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、  
別紙のとおり報告します。

## 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果（豊山町）

### 1 欠席について

#### (1) 不登校者数

	豊山町				全国	
	不登校者数	全児童生徒数	出現率	(参考 R元年度)	出現率	(参考 R元年度)
小学校	18人	1,069人	1.7%	14人 1.3%	1.0%	0.8%
中学校	41人	473人	8.7%	27人 6.2%	4.1%	3.9%
合計	59人	1,542人	3.8%	41人 2.7%	2.1%	1.9%

#### (2) 不登校の主な要因

- ・ 無気力、不安
- ・ 親子の関わり方
- ・ 生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ・ いじめを除く友人関係をめぐる問題
- ・ 家庭の生活環境の急激な変化

#### (3) 新型コロナウイルスの感染回避による欠席者数

	欠席者数
小学校	3人
中学校	1人
合計	4人

### 2 いじめについて

#### (1) 認知件数

	認知件数	(参考 令和元年度)
小学校	78件	97件
中学校	36件	5件
合計	114件	102件

※いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数は0

#### (2) いじめ発見のきっかけ（主なもの）

- ・ 教職員による発見
- ・ アンケート調査（学期に1回・無記名式）・教育相談等学校の取組
- ・ 本人や保護者、本人以外の児童生徒からの訴え

#### (3) いじめの様態（主なもの）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われる
- ・ 軽くぶつかられたり、蹴られたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる

#### (4) いじめへの対応・日常の取組（主なもの）

- ・ 学級担任やスクールカウンセラーによる継続的な相談
- ・ 保護者への報告
- ・ 教職員間での共通理解や校内研修会の実施
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭による積極的な活用による教育相談体制の充実

## 報告第5号

### 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について

社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について、令和3年11月2日（火）に開催した豊山町議会全員協議会において別紙のとおり説明したので、報告します。

## 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について

### 1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

また、第6次行政改革大綱にも、審議会の形態・運用方法の見直しを位置付けている。

このことから、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会の統合を検討するものである。

### 2 生涯学習推進審議会及び社会教育審議会の比較

項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則 (前身：豊山町社会教育委員会議規則)
設置年月	平成16年3月	平成16年4月(前身：昭和57年4月)
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数(実人数)	12人以内(9人)	15人以内(10人)

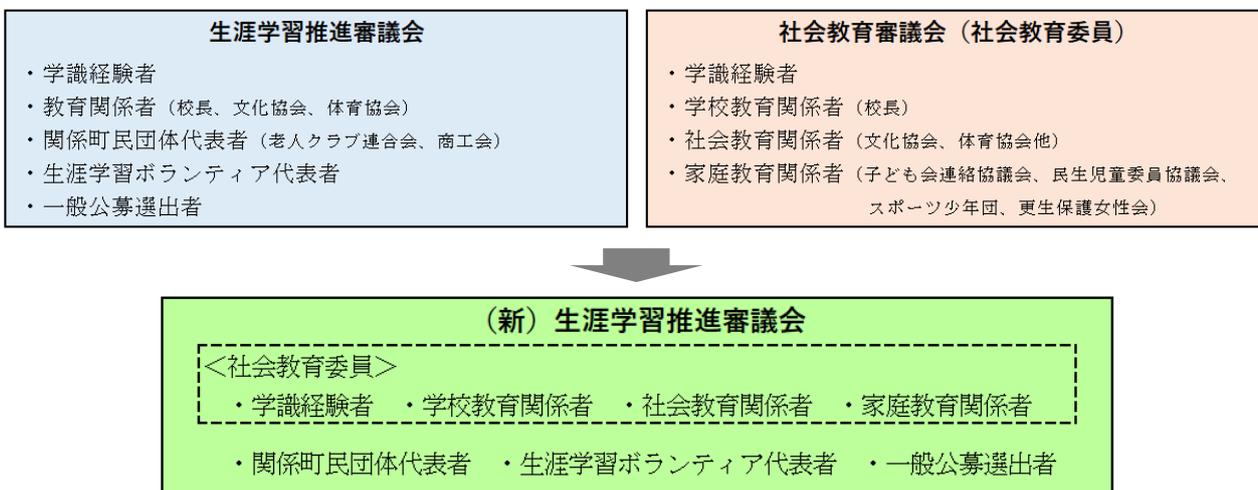
#### <参考>愛日地区の設置状況

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会(9人)	社会教育審議会(10人)	
瀬戸市	—	社会教育委員会(10人)	
春日井市	生涯学習審議会(15人)	—	社会教育委員により審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会(12人)	—	社会教育委員により審議会を構成
尾張旭市	—	社会教育委員会(10人)	
豊明市	—	社会教育委員会(9人)	
日進市	—	社会教育委員会(11人)	
清須市	—	社会教育委員会(20人)	
北名古屋市	—	社会教育委員会	
長久手市	—	社会教育委員会(9人)	
東郷町	—	社会教育委員会(20人)	

### 3 統合に向けた方針案

項目	方針案
統合後の審議会の名称等	広義において生涯学習は、社会教育・家庭教育・学校教育を包含し、防災・社会福祉・環境などと一緒に豊山町が推進していくため現行の「 <u>生涯学習推進審議会</u> 」とし、 <u>町長の諮問機関</u> とする。
統合後の審議会の委員構成	<u>社会教育委員</u> は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから <u>継続して設置</u> し、生涯学習推進審議会委員を兼ねる。 また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、関係町民団体代表者、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者を生涯学習推進審議会委員として構成する。
統合の時期	両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっているため、 <b>令和4年4月1日</b> とする。
統合後の（新）生涯学習推進審議会のイメージ	

### 4 統合後の委員構成案



### 5 改正が必要な条例等

- ①豊山町生涯学習推進審議会条例 ②豊山町社会教育審議会規則（廃止）

### 6 スケジュール（予定）

- 令和3年10月 生涯学習推進審議会及び社会教育審議会へ提案（2回目）  
 ※1回目は令和2年度に両審議会へ提案済
- 令和4年 2月 教育委員会定例会に条例等改正案を上程  
 3月 議会に条例改正案を上程  
 4月 新条例等の施行、（新）生涯学習推進審議会の設置

## 報告第6号

### 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

社会教育センター所管施設の運用の見直しについて、令和3年11月2日（火）に開催した豊山町議会全員協議会において別紙のとおり説明したので、報告します。

## 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

### 1 目的

現在、社会教育センターや豊山グランドなどの各社会教育施設の予約については、より多くの町民の方が利用できるよう3か月前ないし1か月前から受付を行っている。

しかし、大規模なイベントでは数年前から実施計画を策定され、また、各種団体においても数か月前から大会等を企画し、あらかじめ会場の手配などが必要であることから、施設の予約受付時期の見直しが求められている。

このことから、本町の社会教育施設等の一層の利便性向上と、各種団体の活性化に寄与するため、**次の2つについて、施設の利用申し込み方法の見直し**を図る。

#### (1) 利用許可申請の受付期間の拡大

#### (2) 利用者の範囲の拡大

### 2 見直しの内容

#### (1) 利用許可申請の受付期間の拡大 対象施設：社会教育センター、スポーツ施設

##### 【現行】

区分1	受付期間
・社会教育センター	3月前から前日まで インターネットは2月前から
・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	前月の第1水曜日から前日まで インターネットは前月10日から

##### 【見直し案】

区分1	区分2	受付期間
・社会教育センター ・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	・全国規模又は愛知県の大会等 ・町又は町の機関及び官公署等が主催する行事 ・指定管理者が町の承認を得て行う行事 ・町長が特に必要があると認める行事	24月前の月初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・文化又はスポーツの団体が主催する大会等 ・全日全館利用する行事（社教Cに限る） ・町民対象の行事で特に有益と認めるもの	12月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・上記以外（通常）	6月前の月の初日（平日） ※窓口、インターネット ※重複は抽選

##### 【参考】優先予約の事例 ※名古屋市公会堂（全館・大ホール）

区分	受付期間
・市又は市の機関及び官公署等が主催する行事 ・（公財）市文化振興事業団が主催する行事 ・指定管理者が市の承認を得て行う行事	25月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・全国的な規模の行事 ・全日全館使用する行事 ・大ホールを全日2日以上連続使用する行事 ・外国アーティスト等で企画に長時間を要する行事 ・一般市民対象の行事で特に有益と認めるもの	24月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・上記以外（通常）	12月前の月の初日（平日） ※インターネット申請不可

(2) 利用者の範囲の拡大 対象施設：スポーツ施設、学校開放（小・中学校）

【現行】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	全員が町内在住・在勤者	規定なし	なし	不要
学校開放（小・中学校）	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要

【見直し案】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>在住・在勤10人以上</u>	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>在住・在勤1人以上</u>	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>5人以上かつ在住・在勤1/2以上</u>	必要

3 実施時期

令和4年度のできる限り早い時期に実施

4 改正が必要な規則

- ①豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ②豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③豊山町学校体育施設の開放に関する規則
- ④豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

5 周知方法

広報とよやま、町公式ホームページ、館内掲示、各種団体への説明会等

## 報告第7号

### 令和3年度第1回豊山町社会教育審議会の報告について

令和3年度第1回豊山町社会教育審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和3年10月5日（火）午前10時から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3、4
- 3 出席者 委員 : 堀田裕子（会長）、鈴木育生（副会長）、安藤定雄、  
鈴木二郎、長谷川幹子、伊藤章代、永末猛、小出雅子  
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、  
高木杏菜主事、木村光希主事

#### 4 議題

- (1) 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②
- (2) 郷土資料室の再生事業について③
- (3) 令和4年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について
- (4) 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて
- (5) 令和4年度以降の成人式の名称について

#### 5 議事内容【抜粋】

議題（1）生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「統合後の委員構成について、社会教育委員とそうでない方に分ける必要はなく全員社会教育委員でいいのではないか。」という意見に対し、事務局は「生涯学習審議会を組織している自治体の中には、全員を社会教育委員としている自治体もあるので検討する。」と回答した。

議題（1）については全員により承認された。

議題（2）郷土資料室の再生事業について③

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「テーマが昭和としているが、昭和のいつ頃を想定しているのか。」という質問に対し、事務局は「昭和30年代の豊山町の様子を再現する。」と回答した。

議題（2）については全員により承認された。

議題（３）令和４年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「新しく企画されたユニバーサルスポーツ教室は、これまでのチャレンジパラスポーツと同様か。」という質問に対し、事務局は「チャレンジパラスポーツは障害をお持ちの方が行うスポーツを健常者が体験する内容に対し、ユニバーサルスポーツは障害をお持ちの方も一緒に参加できる内容となっている。」と回答した。

議題（３）については全員により承認された。

議題（４）社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「人数要件も町内在住在勤者が１人以上では、豊山町と関係のない団体が使えるようになるので、町内団体は使いにくくなるという心配がある。」「学校開放は、人数要件を広げると、町外の団体が大会の予選などで使用すると、多くの車やバスが来る可能性があるので、混乱を招く恐れがある。」という意見に対し、事務局は「委員の意見を踏まえ、再度修正案を提案する。」と回答した。

議題（４）については不承認となったが、その後、修正案を提案し、全員により承認された。

議題（５）令和４年度以降の成人式の名称について

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「新成人の意見を聞くことはとてもいいと思う。」という意見があった。

議題（５）については全員により承認された。

# 會議資料（抜粋）

## 令和3年度 第1回豊山町社会教育審議会

日時 令和3年10月5日（火）午前10時  
場所 豊山町役場 会議室3、4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

## 【議題（１）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②

### 1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

また、第6次行政改革大綱にも、審議会の形態・運用方法の見直しを位置付けている。

このことから、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会の統合を検討するものである。

### 2 今回のテーマ

昨年度、第1回生涯学習推進審議会（令和2年8月26日開催）及び第1回社会教育審議会（令和2年8月31日開催）において、両審議会が組織の二重構造になっていることに対し、統合も見据えた課題を提案した。今回、その課題に対する方針案等について検討する。

### 3 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の比較及び愛日地区の設置状況

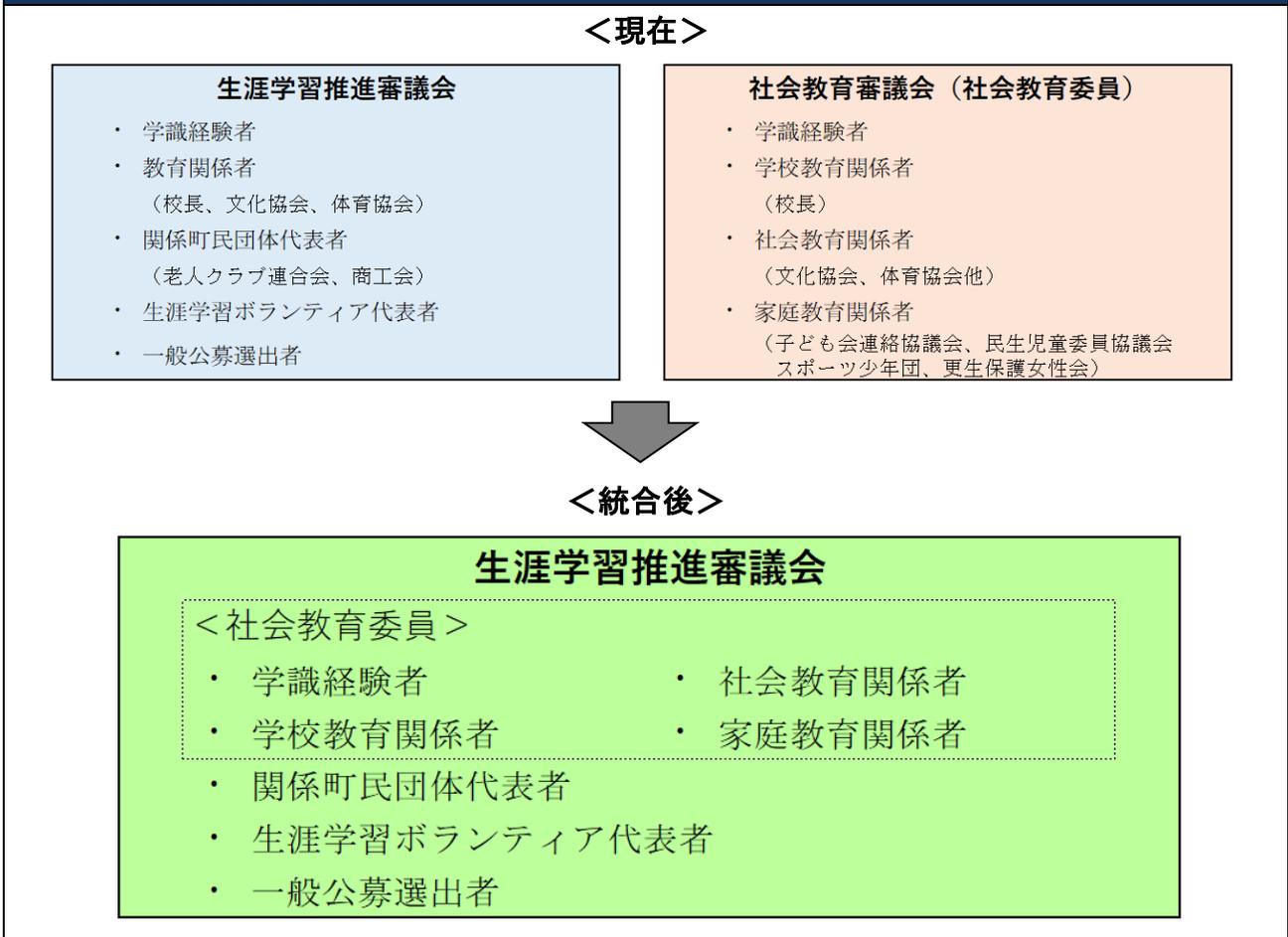
項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則 (前身：豊山町社会教育委員会議規則)
設置年月	平成16年3月	平成16年4月(前身：昭和57年4月)
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数(実人数)	12人以内(9人)	15人以内(10人)

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会(9人)	社会教育審議会(10人)	
瀬戸市	—	社会教育委員会(10人)	
春日井市	生涯学習審議会(15人)	—	社会教育委員により審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会(12人)	—	社会教育委員により審議会を構成
尾張旭市	—	社会教育委員会(10人)	
豊明市	—	社会教育委員会(9人)	
日進市	—	社会教育委員会(11人)	
清須市	—	社会教育委員会(20人)	
北名古屋	—	社会教育委員会	
長久手市	—	社会教育委員会(9人)	
東郷町	—	社会教育委員会(20人)	

#### 4 統合に向けた課題に対する方針案

課題	今回の方針案
統合後の審議会 の名称等	広義において生涯学習は、社会教育・家庭教育・学校教育を包含し、防災・社会福祉・環境などと一緒に豊山町が推進していくため現行の「生涯学習推進審議会」とし、町長の諮問機関とする。
統合後の審議会 の委員構成	<p><b>社会教育委員</b>は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから<b>継続して設置</b>し、生涯学習推進審議会委員を兼ねる。</p> <p>また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、関係町民団体代表者、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者を生涯学習推進審議会委員として構成する。</p>
統合の時期	両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっているため、 <b>令和4年4月1日</b> とする。

#### 5 統合後の委員構成案



## 【議題（２）】郷土資料室の再生事業について③

### 1 リニューアルの趣旨

令和２年度に郷土資料室の現状の資料、展示状態の調査・研究を行い、展示リニューアル基本構想・基本計画を作成し、施設・設備改修に向けた条件整理を行った。

町制施行５０周年を契機に、豊山町の歴史、民俗などにおけるこれまでの資料を活かしながら、新たに発見した町の歴史や特徴を活かした展示内容にリニューアルを目指す。

### 2 方針（案）

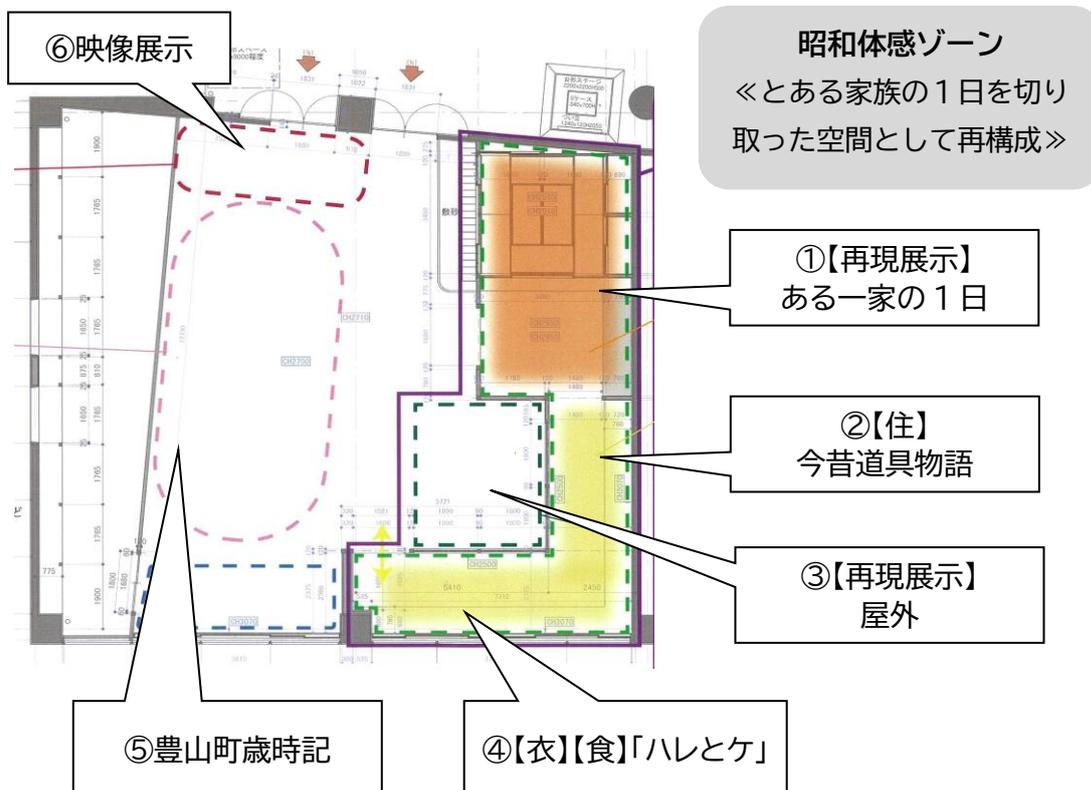
#### 1 コンセプト

- ・現在の資料室の路線を引き継ぎながら、雑然としたコーナーや展示物を再編し、見やすくわかりやすい展示にまとめる。
- ・子ども達には社会科の勉強ができる学習の場となるようにする。高齢者には郷土資料をもとに回想法を展開する。
- ・設備の老朽化や安全対策、資料保存、展示の更新について補修や管理体制を刷新する。

➔ テーマ 「体感。昭和レトロ」

#### 2 リニューアル内容

- ▶ポイント：
- ・使っていた人の感情を描写するような情報を追加し、昭和の町屋で生活している情景をよりイメージさせる展示空間とします。
  - ・見て、触れて学ぶことができる、「体感」を重視した展示



## ■ 情景展示の工夫

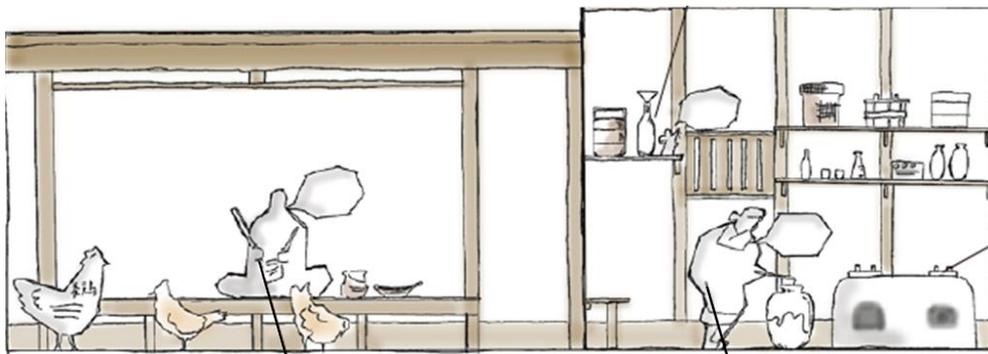
「人」の切り出しパネルを置くことで、当時の暮らしやモノの説明などを来館者に話しかけます。

(右:イメージ画像)



## ■① ある一家の1日

家族が生活している情景を描きます。日々の生活の中で感じていたことや、現在は失われたモノを表現した展示空間とします。

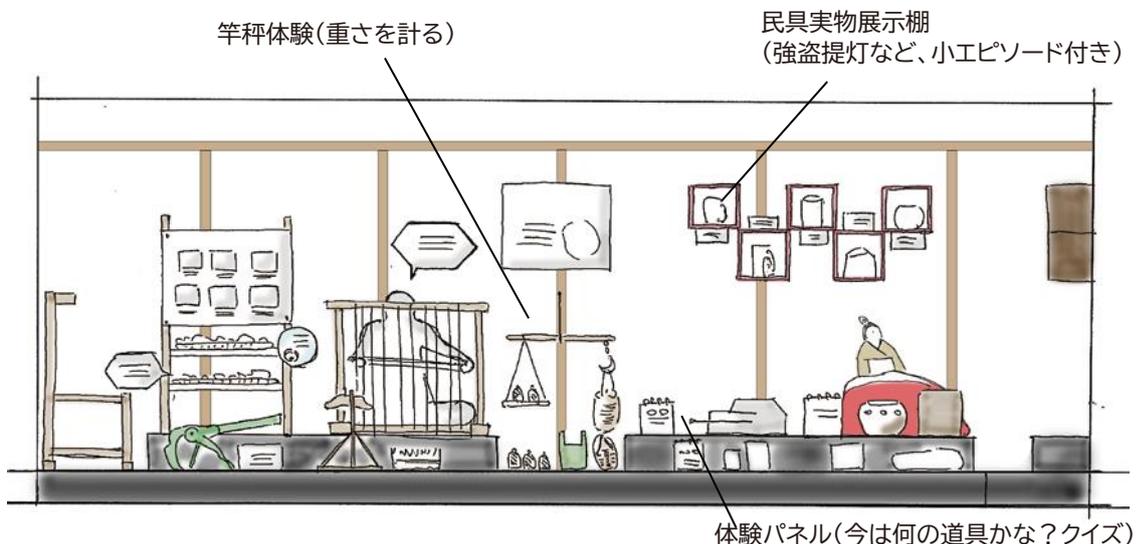


人型パネル(祖父:竹細工)

人型パネル(祖母:中腰で家事)

## ■② 今昔道具物語

「暮らし」に関する道具を実物展示します。現在との道具の比較クイズや実際に触れてみることで、昭和の暮らしを体感します。

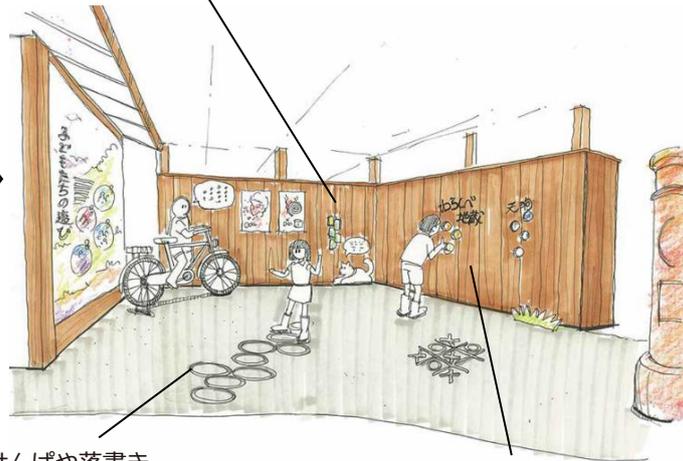


### ■③ 屋外

設置した自転車やポスト、けんけんぱや落書きが描かれた地面により屋外をイメージした展示空間とします。壁には覗き穴を覗くと町の言い伝えやこぼれ話などの物語が見える工夫があります。



空き缶で作った防犯装置  
(裏側で引っ張ると音が鳴る)

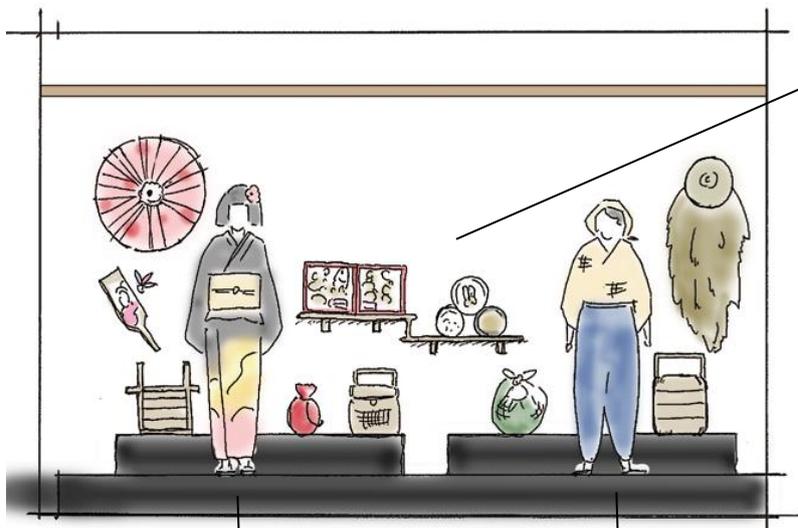


地面にけんけんぱや落書き

覗き穴から物語を見る

### ■④ 【衣】【食】「ハレとケ」

「ハレの日」と「ケの日」という日本人の伝統的な世界観から、「衣」と「食」の文化について展示します。「特別な日」と不断では実際に使うものが違っていたことを比較し、日々の生活をどのような心待ちで過ごしていたかを表現します。



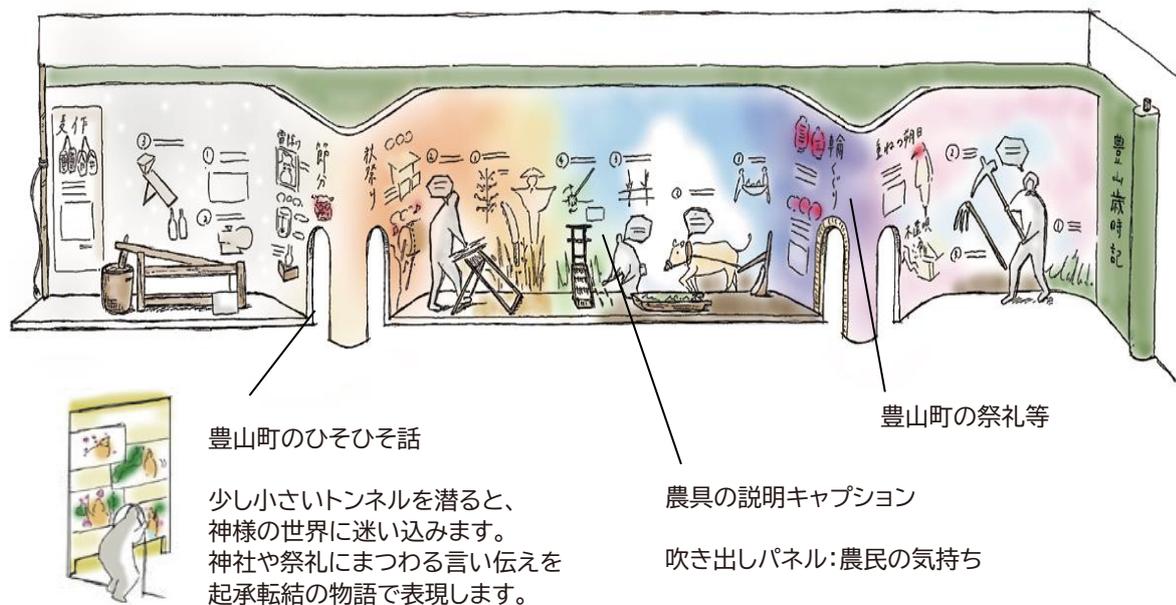
ハレ・ケの日の食事再現

家族マネキン(姉のハレの日)

家族マネキン(姉のケの日)

### ■⑤ 豊山町歳時記

農業とともに生活があった頃の豊山町の一年を、絵巻風に壁一面で表現します。機械化以前の農業の苦勞、共同作業による町民同士の連帯感を伝えるとともに、豊山町ならではの祭礼と町民との関係性や物語を体感できる空間とします。



### ■⑥ 映像展示【音と映像による文化伝承】

現在の豊山町になるまでの変遷をはじめ、通史にトピックスを交えた映像展示です。神楽・木遣などの有形・無形文化財も紹介します。

## 3 スケジュール

- 6月 契約（業者決定）
- 7月 基本設計開始
- 9月 実施設計開始
- 11月 製作期間（造作物、展示アイテム等）
- 令和4年 1月 工事開始
- 3月 工事完了
- 4月 リニューアルオープン

## 【議題（3）】令和4年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

### 1 趣旨

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約第9条にて、社会教育審議会に企画・運営方法について諮ることとされている。

今回、来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラム等について提案する。

### 2 令和3年度プログラムの検証

No.	プログラム	定員	申込数	対象	検証結果
1	幼児体操教室	35組	12組	2・3歳児と親	一定の申込数があるため継続
2	児童体操教室	30人	16人	小学1～3年生	一定の申込数があるため継続
3	ノルディックウォーク教室	15人	15人	中学生以上	申込者多数のため継続
4	ミニテニス教室	30人	中止	中学生以上	コロナにより実施できなかったため継続
5	子ども運動体操教室	50人	19人	小学生	一定の申込数があるため継続
6	長距離走教室	30人	23人	小学生以上	申込者多数のため継続
7	ミニソフトバレーボール教室	35組	募集中	小学生と親	—
8	ニュースポーツ教室	30人	募集中	小学校以上	—
9	チャレンジパラスポーツ教室	15人	募集中	小学生以上	—
10	スラックライン体験教室	30人	募集中	小学生以上	—
11 ～ 24	ふれあいひろば（全14種目） ①陶芸 ②昔のあそび ③茶道 ④バウンドテニス ⑤チュックボール ⑥ミニソフトバレー⑦あみもの ⑧三味線 ⑨将棋 ⑩銭太鼓 ⑪ソフトボール ⑫太鼓 ⑬ソフトテニス ⑭フラダンス	—	194人	小学生以上	—

### 3 課題

① 総合型地域スポーツ・文化クラブは、「いつでも、どこでも、**だれでも**」スポーツ・文化に親しみ、楽しみ、活動に参画することができるクラブを目指している。

現在、**障害者や4、5歳児向けのプログラムが未実施**であるため、新規プログラムの検討が必要である。

② 「ふれあいひろば」は総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラムの一部として活動しているが、町内の社会教育施設である「志水ふれあいひろば」と混同することから、**名称の変更を検討**する。また新規プログラムも検討する。

（案）土曜わくわくくらぶ、土曜キッズクラブ 等

## 4 令和4年度の方針（案）

新たに4つのプログラムの追加を検討する。※チャレンジパラスポーツ教室は廃止  
24プログラム→27プログラム

No.	プログラム	定員	対象
1	幼児体操教室	35組	2・3歳児と親
2	<b>【新】（仮称）幼児体操教室</b>	35組	<b>4・5歳児と親</b>
3	児童体操教室	30人	小学1～3年生
4	ノルディックウォーク教室	15人	中学生以上
5	ミニテニス教室	30人	中学生以上
6	子ども運動体操教室	50人	小学生
7	長距離走教室	30人	小学生以上
8	ミニソフトバレーボール教室	35組	小学生と親
9	ニュースポーツ教室	30人	小学校以上
10	<b>【新】ユニバーサルスポーツ教室</b>	30人	<b>小学生以上</b>
11	スラックライン体験教室	30人	小学生以上
12 ～ 27	<b>【名称変更】</b> <b>（仮称）土曜わくわくらぶ</b> （旧ふれあいひろば）（全16種目） ①陶芸 ②昔のあそび ③茶道 ④バウンドテニス ⑤チェックボール ⑥ミニソフトバレー ⑦あみもの ⑧三味線 ⑨将棋 ⑩銭太鼓 ⑪ソフトボール ⑫太鼓 ⑬ソフトテニス ⑭フラダンス ⑮アレンジフラワー ⑯朗読劇	—	小学生以上

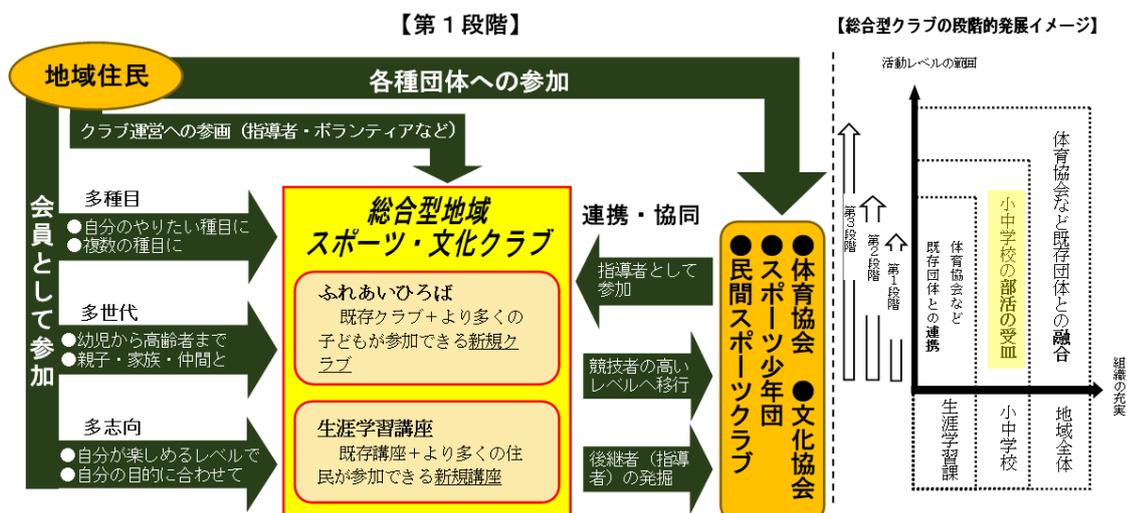
現在、4・5歳児向けのプログラムが未実施のため、新規プログラムを設定

障害者の方も参加できる新規プログラム（ポッチャなど）を設定

①わかりやすく、親しみやすい名称に変更  
②2つの新規プログラムを設定

## 5 小中学校の部活動の受け皿としての役割

令和2年9月に文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の地域移行を段階的に実施することが示された。「小中学校の部活動の受け皿」としての役割は、総合型地域スポーツ・文化クラブの設置目的の一つでもあるため、小中学校の部活動の地域移行に対応していく新規プログラムを企画する必要がある。



## 【議題（４）】社会教育センター所管施設の運用の見直しについて

### 1 目的

現在、社会教育センターや豊山グランドなどの各社会教育施設の予約については、より多くの町民の方が利用できるよう3か月前ないし1か月前から受付を行っている。

しかし、大規模なイベントでは数年前から実施計画を策定され、また、各種団体においても数か月前から大会等を企画し、あらかじめ会場の手配などが必要であることから、施設の予約受付時期の見直しが求められている。

このことから、本町の社会教育施設等の一層の利便性向上と、各種団体の活性化に寄与するため、主に**次の2つについて、施設の利用申し込み方法の見直し**を図る。

(1) 利用許可申請の受付期間の拡大

(2) 利用者の範囲の拡大

### 2 見直しの内容

(1) 利用許可申請の受付期間の拡大 対象施設：社会教育センター、スポーツ施設

【現行】

区分1	受付期間
・社会教育センター	3月前から前日まで インターネットは2月前から
・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	前月の第1水曜日から前日まで インターネットは前月10日から

【見直し案】

区分1	区分2	受付期間
・社会教育センター ・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グランド】	・全国規模又は愛知県の大会等 ・町又は町の機関及び官公署等が主催する行事 ・指定管理者が町の承認を得て行う行事 ・町長が特に必要があると認める行事	24月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・文化又はスポーツの団体が主催する大会等 ・全日全館利用する行事（社教Cに限る） ・町民対象の行事で特に有益と認めるもの	12月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	・上記以外（通常）	6月前の月の初日（平日） ※窓口、インターネット ※重複は抽選

【参考】優先予約の事例 ※名古屋市公会堂（全館・大ホール）

区分	受付期間
・市又は市の機関及び官公署等が主催する行事 ・（公財）市文化振興事業団が主催する行事 ・指定管理者が市の承認を得て行う行事	25月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・全国的な規模の行事 ・全日全館使用する行事 ・大ホールを全日2日以上連続使用する行事 ・外国アーティスト等で企画に長時間を要する行事 ・一般市民対象の行事で特に有益と認めるもの	24月前の月の初日（平日）から 13月前の月の末日 ※インターネット申請不可
・上記以外（通常）	12月前の月の初日（平日） ※インターネット申請不可

(2) 利用者の範囲の拡大 対象施設：スポーツ施設、学校開放（小・中学校）

【現行】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	全員が町内在住・在勤者	規定なし	なし	不要
学校開放（小・中学校）	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要

【見直し案】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者を問わない）	在住・在勤1人以上	不要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者を問わない）	在住・在勤1人以上	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者を問わない）	在住・在勤1人以上	必要

(3) その他 ※申請手続きの明確化・簡素化を目的とした見直し

見直し内容	社教センター	スポーツ施設	学校開放	供用施設
団体登録証 有効期間の延長			1年→3年	
利用許可証を携帯する規定	新設	新設	新設	
使用料の減免別表の項目		社教Cと統一	社教Cと統一	
利用変更・取消申請手続き		新設	新設	
見直しに合わせた様式の変更	変更	変更	変更	変更
志水テニスコート 冬期		利用時間の明記		

3 実施時期

令和4年4月1日以降の申請受付から

4 改正が必要な規則

- ①豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ②豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③豊山町学校体育施設の開放に関する規則
- ④豊山町学習等供用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

5 周知方法

広報とよやま、町公式ホームページ、館内掲示、各種団体への説明会等

6 スケジュール

令和3年	11月	教育委員会定例会に規則改正案を上程
	12月	新規則の施行
令和4年	1月～3月	見直し案の周知
	4月	見直し案による利用申請受付開始

## 議題（４）社会教育センター所管施設の運用の見直しについて【修正案】

### 1 提案内容

#### 【現行】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	全員が町内在住・在勤者	規定なし	なし	不要
学校開放（小・中学校）	全員が町内在住・在勤者	成人者	10人以上	必要

#### 【見直し案】

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤 1人以上</u>	<u>不要</u>
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤 1人以上</u>	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者を問わない</u> ）	<u>在住・在勤 1人以上</u>	必要

### 2 見直し案に対する社会教育委員の意見・提案及び町の考え方・対応

社会教育委員からの意見
・人数要件が在住在勤者1人以上となると、豊山町と関係のない団体が使えるようになるため、町内団体が使いにくくなるという心配がある。
・豊山町内の団体がしっかりと活動できる上で、利用者の範囲の拡大があるべきである。
・学校開放は、人数要件を広げると、町外の団体が大会の予選などで使用される可能性があり、多くの車やバスが来る可能性があるため、混乱を招く恐れがある。

社会教育委員からの提案	町の考え方・対応
・人数要件は、在住・在勤者を10人以上が望ましい。	・豊山グラウンドは、現行（10人以上）を考慮し、 <u>在住・在勤 1人以上から在住・在勤 10人以上に修正する</u> 。
・競技によって、何人以上の豊山町民がいれば豊山町で活動している団体とわかるようにするべきである。	・学校開放は、バスケットチームなどの少人数の団体の利用実績を考慮し、 <u>在住・在勤 1人以上から 5人以上かつ在住・在勤 1/2以上に修正する</u> 。
・責任者は、1人だけ在籍している縁もゆかりもない町外のチームが試合を開催する可能性があるため、豊山町在住・在勤者が望ましい。	・委員の意見を反映し、 <u>成人者（在住・在勤者を問わない）から成人者（在住・在勤者）に修正する</u> 。
・豊山グラウンドの団体登録を不要にすると、申込時の在住在勤者の確認事務が煩雑になるため、団体登録は事前にしたほうが望ましい。	・委員の意見を反映し、豊山グラウンドの <u>団体登録を不要から必要に修正する</u> 。

### 3 修正案 ※下線は【現行】からの見直し部分

区分	在住要件	責任者	人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>在住・在勤 10人以上</u>	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>在住・在勤 1人以上</u>	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者 <u>以外も可</u>	成人者（ <u>在住・在勤者</u> ）	<u>5人以上かつ在住・在勤 1/2以上</u>	必要

## 【議題（５）】令和４年度以降の成人式の名称について

### 1 経緯・概要

民法の改正に伴い、令和４年４月から成人年齢が２０歳から１８歳に引き下げられる。このことを踏まえ、本町で行う「成人式」について、令和元年度第１回社会教育審議会（令和元年８月２２日開催）にて、下表のとおり方針を決定した。

今回は「成人式」に代わる２０歳の節目を祝う事業にふさわしい名称について検討するものである。

#### <令和４年度以降の方針>

##### 1 豊山町における「成人式」の方針

- ① 成人年齢が１８歳になる令和４年度以降も、現行どおり２０歳を対象とした事業を継続する。
- ② 名称については、２０歳の節目を祝う事業にふさわしい事業名を今後検討していくものとする。（「２０歳の誓い」、「２０歳の集い」など）

##### 2 ２０歳を対象に事業を継続する理由

- ① １８歳は大学進学や就職活動等を控えているため、本人やその家族にとっても負担が大きくなり、参加が困難になる可能性がある。そのため、参加者が大きく減ってしまうことも懸念される。
- ② １８歳を対象にした場合、令和４年度は１８歳、１９歳、２０歳の３年齢が同时对象者となり、合同開催や複数回の開催が想定されるが、会場の確保や準備において問題が生じる恐れがあり、現実的でない。  
(１学年１５０名程度、社教センターホール３３６席)

<参考> 民法（明治二十九年法律第八十九号）

【改正案】第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。（令和４年４月１日施行）

### 2 名称の決定方法

令和３年度成人式の運営に携わる新成人代表者（１１人）と協議し、新名称案を数点選定し、令和４年２月開催予定の第２回社会教育審議会で新名称を決定する。

<参考> 他自治体の状況

他自治体	現行名称	令和４年度以降の名称
刈谷市	かりや新成人の集い	かりや二十歳の集い
群馬県安中市	成人式	安中市二十歳の集い
大阪府高槻市	高槻市新成人のつどい	高槻市２０歳のつどい
滋賀県大津市	成人式	２０歳のつどい
栃木県大田原市	成人式	はたちの集い

※北名古屋市、清須市、小牧市、春日井市については現在検討中

### 3 スケジュール

令和３年１２月	新成人代表者による新名称案の選定
令和４年 ２月	第２回社会教育審議会で名称案を決定
令和４年 ４月	新名称公表

## 報告第8号

### 令和3年度第1回豊山町生涯学習推進審議会の報告について

令和3年度第1回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和3年10月14日（木）午後3時30分から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3、4
- 3 出席者 委員 : 前田治（会長）、柴田昌治（副会長）、篠田紘男、  
奥田和代、浅井恵子、渡邊みゆき、尾野よし子、  
坪井敏行  
事務局 : 北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、  
高木杏菜主事、丹羽拓実主事
- 4 議題 (1) 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について②  
(2) 令和2年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について  
(3) 令和3年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について
- 5 議事内容【抜粋】  
議題(1) 社会教育審議会と生涯学習推進審議会の統合について②  
事務局より資料に基づき説明した。  
委員より「両審議会それぞれ役割があるので、統合するのであれば、現状だけでなく審議会の総括や役割を述べた方が良い。」という意見があった。  
議題(1)については全員により承認された。  
議題(2) 令和2年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について  
事務局より資料に基づき説明した。  
委員より「総合型地域スポーツ・文化クラブ事業について、中学校からの反応や感想はあるか。」という質問に対し、教育関係者の委員より「町の総合型地域スポーツ・文化クラブも開設されたので、今後は生徒の選択の幅は広がるのではないか。」という意見があった。  
議題(2)については全員により承認された。

議題（３）令和３年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

事務局より資料に基づき説明した。

委員より「スカイプールを来年度以降どうするのか。」という質問に対し、事務局は「教育委員会として経年劣化してきたスカイプールの在り方について現状や課題を整理し検討しなければならない。」と回答した。

議題（３）については全員により承認された。

# 會議資料（抜粋）

## 令和3年度 第1回豊山町生涯学習推進審議会

日時 令和3年10月14日（木）午後3時30分  
場所 豊山町役場 会議室3、4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

## 【議題（１）】生涯学習推進審議会と社会教育審議会の統合について②

### 1 趣旨

現在、教育委員会事務局生涯学習課は、生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議する「生涯学習推進審議会」と成人教育、青少年教育などに関することを審議する「社会教育審議会」を所管している。

しかし、この2つの審議会の根本的な役割は生涯学習・社会教育の推進であり、審議会での審議内容も重複する部分があり、組織が二重構造となっている。

また、第6次行政改革大綱にも、審議会の形態・運用方法の見直しを位置付けている。

このことから、社会教育のあり方や生涯学習施策を総合的に審議し推進するために、この2つの審議会の統合を検討するものである。

### 2 今回のテーマ

昨年度、第1回生涯学習推進審議会（令和2年8月26日開催）及び第1回社会教育審議会（令和2年8月31日開催）において、両審議会が組織の二重構造になっていることに対し、統合も見据えた課題を提案した。今回、その課題に対する方針案等について検討する。

### 3 生涯学習推進審議会と社会教育審議会の比較及び愛日地区の設置状況

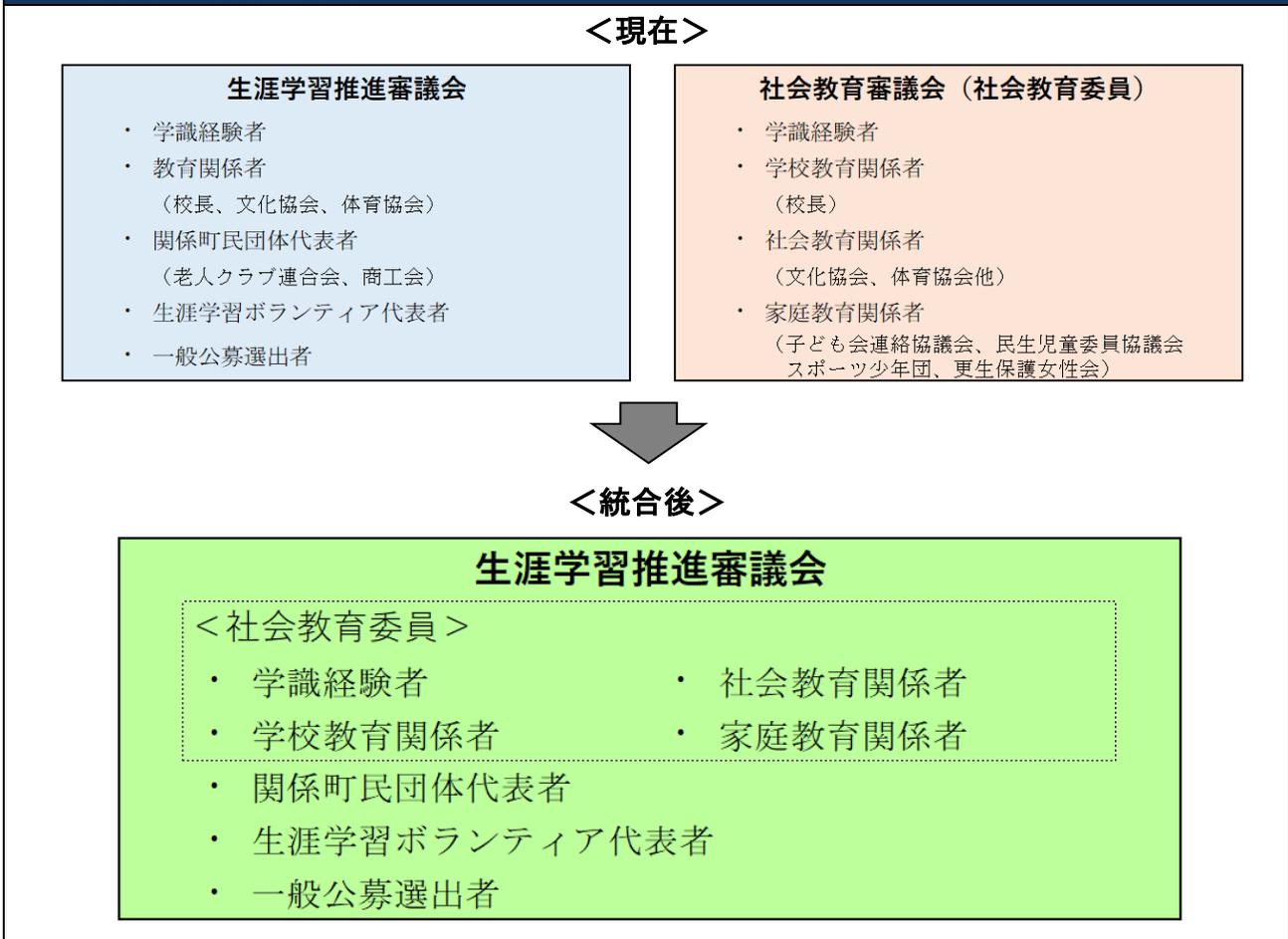
項目	生涯学習推進審議会	社会教育審議会
根拠法令	豊山町生涯学習推進審議会条例	社会教育法 豊山町社会教育委員設置条例 豊山町社会教育審議会規則 (前身：豊山町社会教育委員会議規則)
設置年月	平成16年3月	平成16年4月(前身：昭和57年4月)
所掌内容	生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画に基づいた生涯学習の推進に係る施策を審議	成人教育、青少年教育などに関することを審議
定数(実人数)	12人以内(9人)	15人以内(10人)

自治体名	生涯学習審議会	社会教育審議会	備考
豊山町	生涯学習推進審議会(9人)	社会教育審議会(10人)	
瀬戸市	—	社会教育委員会(10人)	
春日井市	生涯学習審議会(15人)	—	社会教育委員により審議会を構成
小牧市	生涯学習審議会(12人)	—	社会教育委員により審議会を構成
尾張旭市	—	社会教育委員会(10人)	
豊明市	—	社会教育委員会(9人)	
日進市	—	社会教育委員会(11人)	
清須市	—	社会教育委員会(20人)	
北名古屋	—	社会教育委員会	
長久手市	—	社会教育委員会(9人)	
東郷町	—	社会教育委員会(20人)	

#### 4 統合に向けた課題に対する方針案

課題	今回の方針案
統合後の審議会 の名称等	広義において生涯学習は、社会教育・家庭教育・学校教育を包含し、防災・社会福祉・環境などと一緒に豊山町が推進していくため現行の「生涯学習推進審議会」とし、町長の諮問機関とする。
統合後の審議会 の委員構成	<p><b>社会教育委員</b>は社会教育に関する諸計画を立案することなど社会教育に関し教育委員会に助言する役割があることから<b>継続して設置</b>し、生涯学習推進審議会委員を兼ねる。</p> <p>また、町民の生涯学習活動に関する実態や意向を把握するため、関係町民団体代表者、生涯学習ボランティアの代表者と一般公募者を生涯学習推進審議会委員として構成する。</p>
統合の時期	両審議会とも委員の任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっているため、 <b>令和4年4月1日</b> とする。

#### 5 統合後の委員構成案



## 【議題（２）】令和２年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

### 基本目標１ 生涯学習活動の推進

#### １ 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和２年度 結果
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	生涯学習推進審議会を２回開催した。子ども読書活動推進計画（第３次）等について審議し、策定した。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年２回（４月、９月）発行する。	継続	９月に「生きがいタウン（後期）」、４月に「生きがいタウン（前期）」発行した。
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続	新型コロナウイルス感染拡大防止（以下、新型コロナ）により６月まで講座を中止したが、７月以降は一部の講座を除き開催した。
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続	「生きがいタウン」にボランティアバンクについて掲載した。

#### ２ 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和２年度 結果
1	社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業	社会教育センターの長寿命化改修工事を行うため実施設計を行う。	新規	令和３年度に行うトイレや手すり等の改修に係る実施設計を行った。
2	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を継続した。
3	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続	新型コロナによりおはなし会は１１月の１回のみ開催、親子読書会は全て中止した。
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続	毎月１００冊前後の新着資料を購入し、適切に図書室運営を実施した。
4	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第２４４条の２第３項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	令和元年度末に豊山町シルバー人材センターと指定管理協定を締結。指定管理期間は令和６年度までの５年間。感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を継続した。

## 基本目標 2 家庭教育支援の充実

### 1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあい機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	継続	新型コロナにより6月まで講座・イベントを中止したが、7月以降は感染防止対策を行ったうえで開催した。
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	1月22日に「家庭でできるプログラミング教育」をテーマに開催した。

### 2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	放課後子ども教室事業	放課後の子どもの居場所づくりの一環として、豊山小学校の1年生から3年生を対象に実施する。	継続	新型コロナにより5月まで中止したが、6月以降は感染防止対策を行った上で実施した。
		放課後児童クラブなかよし会と放課後子ども教室の効果的・効率的な運用による、放課後児童の居場所づくりの推進を図るため調査・研究を行う。	新規	先進自治体への調査・研究等を行い、3月開催の放課後子どもプラン運営委員会へ報告した。また、新栄・志水小学校の余裕教室の調査を行った結果、令和3年度より両校にて放課後子ども教室の開設するに至った。
2	ふれあいひろば事業	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続	新型コロナにより5月まで中止したが、10月までに12教室を開催した。

### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続	子ども会とスポーツ少年団に補助金を交付した。
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	7月に第1回青少年育成会議を書面審議により開催した。また、合同街頭指導4回、巡回指導を8回実施した。

## 基本目標 3 芸術・文化の充実

### 1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続	今年度より実行委員会形式で運営し、2月21日に秋川雅史氏のコンサートを実施した。
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心にしたミニコンサートを行う。	継続	第1回は新型コロナにより開催の代わりに「とよやまチャンネル」で放送した。9月、12月、3月には新型コロナ対策を行った上で開催した。
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続	文化協会、小中学校PTAに補助金を交付した。
3	豊山町オーケストラ設立調査研究事業	音楽を通じて、豊山町の文化芸術の振興を図り、豊かな心を育むまちづくりと地域の担い手を育成するため豊山町を活力拠点とする「豊山町オーケストラ」を設立するための調査・研究を行う。	新規	将来の設立に向け、関係団体・自治体の調査研究を行った。令和3年1月から楽器寄附ふさと納税制度を開始した。

### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続	3月に第1回文化財保護審議会を書面審議により開催した。
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続	年度末に町内指定文化財に対し、奨励交付金を交付した。
2	郷土資料室の再生事業	民具等の郷土資料を収集するほか、郷土資料室の整理等を行う。	継続	会計年度任用職員による資料整理を3カ月間実施した。令和2年度より発足した文化財研究会を前身の「文化財友の会」は、小学生の社会科見学にてボランティアガイドを実施した。
		郷土資料室は老朽化や展示資料の未整理のため、リニューアルに向けた調査を行う。	新規	5月、8月、1月と年3回企画展を開催した。また、リニューアルに向けた調査委託を実施し、展示の基本構想・基本計画を作成した。
3	豊山町史編纂事業	令和4年の町制施行50周年に向けて町史の編纂を行う。	継続	編さん委員会を2回開催し、原稿内容の検討を行った。また、随時聞き取り調査や資料収集を行った。

## 基本目標 4 スポーツの充実

### 1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	スポーツ教室・講習会の開催事業	町民の生涯スポーツの振興、体力づくり健康づくりのため、各種スポーツに関する講座を開催する。	継続	新型コロナにより6月まで講座を中止したが、7月以降一部の講座を除き開催した。
2	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続	スポーツ推進委員定例会を毎月月初旬に開催し、今年度の生涯スポーツ、次年度のスポーツ教室等について意見交換した。
3	総合型地域スポーツクラブ設置調査研究事業	小さな子供からお年寄りまで、初心者、トップレベルの方たちなど様々な人たちが参加できる総合型地域スポーツクラブの設置に向け調査・研究を行う。	新規	調査研究を進めた結果、令和3年4月より「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の設置に至った。

### 2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続	町民体育大会、ミニ・マラソン大会は新型コロナにより中止した。
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	記録会を7月19日に開催したが、その後、新型コロナにより愛知駅伝中止が決定された。
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続	体育協会に補助金を交付した。
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続	12月に開催予定であったが、新型コロナにより中止した。

### 3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	事業区分	令和2年度 結果
1	スポーツ施設の改修事業	豊山スカイプールの改修工事を行う。	新規	プールサイドの改修を実施した。
2	豊山グランド維持管理事業	豊山グランドの維持管理を行う。	継続	新型コロナ感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を継続した。
3	豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	令和元年度末にハマダスポーツ企画(株)と指定管理協定を締結。指定管理期間は令和6年度までの5年間。令和2年度は新型コロナにより休業した。
4	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等(志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場)の維持管理を行う。	継続	新型コロナ感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を継続した。

## 【議題（３）】令和３年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

### 基本目標１ 生涯学習活動の推進

#### １ 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和３年度 進捗状況
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続	9月27日に第1回生涯学習推進審議会を開催。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年2回（4月、9月）発行する。	継続	9月に「生きがいタウン（後期）」を発行した。
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続	各種ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止（以下、新型コロナ）のための対策を講じながら講座を開催している。8月発令の緊急事態宣言中については、講座を中止とした。
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続	引き続き「生きがいタウン」にボランティアバンクの掲載を行う。

#### ２ 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和３年度 進捗状況
1	社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業	社会教育センターとしての機能を維持していくにあたり、維持管理の容易性向上や利用者の満足度向上などを達成するため改修工事を行う。	拡充	トイレ、ホール、バリアフリー改修工事を、開館しながら一部利用制限を設けて実施中。
2	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続	感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を実施中。
3	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続	感染症対策のため、親子読書会は中止、おはなし会は感染対策を施して開催。幼児遊戯室に絵本コーナーを設けてリニューアルし、8月から利用開始。
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続	毎月100冊前後の新作資料を購入し、適切に図書室運営を行っている。
4	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	豊山町シルバー人材センターと指定管理協定を締結。指定管理期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。新型コロナウイルス感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を実施中。

## 基本目標 2 家庭教育支援の充実

### 1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあい機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	継続	感染防止対策を講じながら講座を開催している。8月発令の緊急事態宣言中については、講座を中止とした。
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続	10月6日(水)に愛知医科大学教授・三嶋廣繁氏による新型コロナウイルスに関する講演会を開催。

### 2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	放課後子ども教室事業	放課後の子どもの居場所づくりの一環として、小学校の1年生から3年生を対象に実施する。また、令和3年度より、新栄小学校、志水小学校においても開設を予定している。	拡充	業務委託により、豊山小学校は4月から、新栄・志水小学校は6月から開催している。
		放課後児童クラブなかよし会と放課後子ども教室の効果的・効率的な運用による、放課後児童の居場所づくりの推進を図るため調査・研究を行う。	継続	両事業の在り方について調査・研究を実施している。また、志水学区において両事業の共通プログラムを実施予定。

### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続	子ども会とスポーツ少年団に補助金を交付した。
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続	第1回青少年育成会議を书面審議により開催した。巡回指導、合同街頭指導は7月20日から実施している。

## 基本目標 3 芸術・文化の充実

### 1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続	昨年度より実行委員会形式で運営。現在、開催に向けて準備している。
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心にしたミニコンサートを行う。	継続	観客間の距離を空ける、定員を設ける等の新型コロナ対策を講じて6月に開催した。9月は緊急事態宣言の発令により中止となった。
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続	文化協会、小中学校PTAに補助金を交付した。

### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続	文化財保護審議会を年度末に開催予定。
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続	年度末に町内指定文化財に対し、奨励交付金を交付する。
2	郷土資料室の再生事業	民具等の郷土資料を収集するほか、郷土資料室の整理等を行う。	継続	資料の把握、郷土資料室の現況調査を行っている。 また文化財友の会の協力による「虫干し」を実施予定。
		町制施行50周年を契機に、豊山町の歴史、民俗などにおけるこれまでの資料を活かしながら、新たに発見した町の歴史や特徴を活かした展示内容にリニューアルを目指す。	拡充	リニューアルに向けて設計・施工工事を行う。着工は令和4年1月から予定。 また、企画展を2回開催した。
3	豊山町史編纂事業	令和4年の町制施行50周年に向けて町史の編纂を行う。令和4年3月に刊行予定。	継続	随時編さん委員会にて原稿内容の検討を行い、8月末に一次原稿が終了。9月より入稿に入り、順次校正を行う。令和3年度末に刊行予定。

## 基本目標 4 スポーツの充実

### 1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続	スポーツ推進委員定例会を毎月初旬に開催し、今年度の生涯スポーツ等について意見を交わした。
2	総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツ・文化に親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりを目的とした豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を令和3年4月より設置する。	新規	「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を令和3年4月より開設した。新型コロナに伴い一部のプログラムを除きスポーツ教室やふれあいひろばを開催している。

### 2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続	町民体育大会は新型コロナにより中止が決定。
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続	記録会を7月4日、18日に開催したが、その後、新型コロナにより大会中止が決定。
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続	体育協会に補助金を交付した。
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続	開催の有無について検討中。

### 3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	新規 継続	令和3年度 進捗状況
1	豊山グランド維持管理事業	豊山グランドの維持管理を行う。	継続	新型コロナ感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を実施中。
2	豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続	ハマダスポーツ企画(株)と指定管理協定を締結。指定管理期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。昨年度に引き続き今年度も新型コロナにより休業。
3	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等（志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場）の維持管理を行う。	継続	新型コロナ感染症対策のため、利用制限を設けながら貸館業務を実施中。

## 報告第9号

### 令和3年度スポーツ振興事業「少年野球教室」の開催中止について

令和3年12月初旬に開催予定の令和3年度スポーツ振興事業「少年野球教室」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止を決定しましたので、報告します。

#### 記

##### 1 当初予定内容

- (1) 日程 令和3年12月初旬 午前9時から正午
- (2) 会場 豊山グラウンド（雨天の場合は社会教育センターアリーナ）
- (3) 対象 豊山町在住の小・中学生
- (4) 講師 中日ドラゴンズ現役選手、OB選手
- (5) 参加人数 約100人（一昨年度実績）  
豊山中学校野球部、スポーツ少年団、豊山フェニックス

##### 2 開催中止の周知方法

広報11月号・町ホームページにて周知

報告第10号

寄附受納について

寄附受納したので、下記のとおり報告します。

記

- |   |      |                        |
|---|------|------------------------|
| 1 | 寄附者  | 匿名                     |
| 2 | 寄附内容 | 現金（10万円）               |
| 3 | 寄付目的 | 生涯学習課の音楽事業に係る楽器等の購入のため |
| 4 | 受納日  | 令和3年10月11日（月）          |

豊山町教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策について

当面の対応

(1) 学校教育課

1) 部活動

中学校 10/9 より再開 土日も活動可、対外試合は近隣に限り可  
小学校 10/11 の週より再開 土曜の練習は回数を絞って行う

2) 学校行事

小学校野外学習 (11/7, 13, 14) 日帰りで実施  
小学校修学旅行 (3校とも 10/25) 日帰りで実施

3) 健康チェック

同居家族が体調不良や濃厚接触者指定の場合の登校制限【継続】

(2) 生涯学習課

1) 各種事業等

- ・文化展・芸能発表会 (11/13、14)【中止】
- ・成人式 (1/4)【開催】 広報 11月号掲載
- ・とよやまエアポートビューマラソン (3/6)【中止】 広報 11月号掲載

2) 社会教育センター所管施設の対応

国や県等の指針に基づき施設の使用を制限

- ・所管施設の利用時間の制限【解除】

※社会教育センター所管施設の利用人数の上限【継続】

定員：歓声なし 100%以内、歓声あり 50%以内